

令和 2 年 2 月 2 7 日

千葉市地域密着型サービス事業所 管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険事業課 長

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う運営推進会議等の開催に関する取り扱いについて（通知）

日頃から千葉市の高齢福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

地域密着型サービス事業所において実施を義務付けられている運営推進会議または介護・医療連携推進会議（以下「運営推進会議等」という。）については、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況にあり、出席者及び利用者等の健康・安全面に配慮する必要があることから、当分の間、以下のとおりの取り扱いといたします。

なお、この取り扱いを終了する場合は、別途ご連絡いたします。

記

1 運営推進会議等について

運営推進会議等は、当面の間、書面開催（※）、延期、中止した場合でも、千葉市指定事業所においては運営基準違反としない取り扱いとします。

会議形式で開催する場合は、出席者は従事者と同様の扱いとされておりますので、各自出席前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出席をしないことを徹底するなど感染防止に十分配慮したうえで開催してください。

※書面開催・・・出席予定者に対し、運営推進会議等の資料等を送付し、報告・意見照会をすること

2 認知症対応型共同生活介護事業所の「外部評価の実施回数緩和」の要件について

本取り扱いにより、認知症対応型共同生活介護事業所については、会議形式の運営推進会議を開催しない場合であっても、書面開催をおこなった場合は開催したものとみなします。

ただし、通常の会議形式の運営推進会議における議事録の代わりに、①書面開催結果（任意様式）、②出席予定者からの意見等の回答（任意様式、出席予定者ごと）の写しを「外部評価の実施回数緩和」申請書類に添付することとします。

<問い合わせ先>

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険事業課事業所支援班

電話：043-245-5062